

日本看護技術学会技術研究成果検討委員会 班活動に関する細則

第1条 日本看護技術学会技術研究成果検討委員会規程第4条にある看護技術成果の蓄積・普及するための班活動（以下、班活動）に関して、本細則を定め、これに基づき実施する。

第2条 日本看護技術学会技術研究成果検討委員会の看護技術成果の蓄積・普及させる下部組織としての班（以下、班とする）の選定基準は、以下の要件を満たすものとする。

- 2 本学会の会員である、複数名からなるグループ
- 3 班活動企画書において、看護技術成果の蓄積・普及が期待できること

第3条 班の選考は、日本看護技術学会技術研究成果検討委員会が行う。

- 2 提出された企画書をもとに、日本看護技術学会技術研究成果検討委員会が推薦をする班を選考し、理事会の承認を得る
- 3 班の数は、委員会予算額をもとに活動可能な班数を決定する

第4条 各班は企画書に基づいた活動を実施し、年度末に活動報告をする。

- 2 技術成果の普及として、学術集会やキャラバン研修会での交流を実施する
- 3 看保連の診療報酬などの最新情報を得ながら発展的活動を検討する
- 4 技術成果の普及を目指して、看護技術のエビデンスを探求するための研究活動を行う。

第5条 委員長は、班活動の内容を掲載して公示する。

第6条 本細則は理事会の議決により改定する。

附則

本細則は、2023年5月29日より施行する。